

改正漁業法等の施行について

〔令和2年12月4日
団体検査課
水産課〕

1 趣旨

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的として水産改革関連法（漁業法等の一部を改正する等の法律）が平成30年12月14日に成立し、令和2年12月1日から施行された。

2 改正の概要

(1) 漁業法の改正

ア 新たな資源管理システムの構築（沖合漁業から順次導入）

- ・魚種ごとに行う資源評価に基づき漁獲可能量（TAC）を定め、その配分を受けた各管理区分の漁獲量を管理することで、持続可能な資源水準を維持

イ 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- ・沿岸漁業（知事許可）は、沖合漁業（大臣許可）に準じた制度に見直し、手続きを透明化
- ・許可を受けた漁業者に対し、漁獲実績の報告を義務化

ウ 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

- ・知事は、海面の総合利用を考慮して漁業権の内容を海区漁場計画に取りまとめ、利害関係者の意見を聴くとともにその検討結果を公表
- ・既存の漁業権は、適切かつ有効に利用されていれば継続免許、区画・定置漁業の新規漁場では地域の発展に最も寄与する者に免許（優先順位を廃止）
- ・漁業権者に対し漁場を有効活用する責務を課し、漁獲実績を含む漁場の利用状況について知事への報告を義務化

エ その他

- ・海区漁業調整委員会は、漁業者代表を中心とする行政委員会の性質を維持したうえ、漁業者委員の公選制を廃止し、議会の同意を伴う知事の任命制へ見直し
- ・密漁対策のため、特定水産動植物（なまこ、あわび、うなぎ稚魚）の採捕を規制し罰則を強化

(2) 水産業協同組合法の改正

ア 漁協の役割の明確化及び事業実施体制の強化

- ・漁協が事業を行うに当たり、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないと規定
- ・販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上、水産物の販売又は法人の経営に関し実践的能力を有する者を登用
- ・信用漁業協同組合連合会等に、公認会計士による会計監査を義務付け

イ 内水面漁協制度の見直し

- ・内水面漁協における個人の正組合員資格を、水産動植物の採捕若しくは養殖又は増殖をする日数が年間30日から90日までの間で定款で定める日数を超える者と規定

3 本県の対応と今後の予定

(1) 漁業法の改正に対する対応

- ・改正法及び関係政省令の規定を踏まえて本県の規則及び方針等を検討し、海区漁業調整委員会等での協議、漁協説明会等での周知を行った。
- ・改正広島県漁業調整規則は令和2年11月24日付で公布、改正後の漁業の許認可方針と併せ12月1日施行済み。
- ・海区漁業調整委員の改選は、公募によって得た候補者の審査を経て2月定例会に同意を附議、令和3年4月1日付で任命予定。

(2) 水産業協同組合法の改正に対する対応

- ・水産業協同組合法の一部改正に伴い、広島県水産業協同組合法施行細則を本年12月1日付で改正を行い、12月上旬に施行通知予定。
- ・内水面漁協に対しては、12月15日の組合長会議で概要を説明し、内水面漁連と調整の上、各漁協へ通知予定。